

社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 備品貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、備品の貸し出しを行い、もって地域福祉活動の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、社会福祉法人府中市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、府中市内の地域福祉活動を推進する団体等で、その活動が府中市内の福祉の増進を目的とするもの

2 貸し出しは、別表1に掲げるものとする。

(貸出備品)

第4条 本事業において貸し出す備品は、別表2に掲げるものとする。

(貸出期間)

第5条 本事業の貸し出し期間は、原則、貸出日を含む前後3日とする。

2 利用にあたっての準備、返却時の清掃等が必要な場合はこの限りではない。

(利用受付)

第6条 備品を借り受けようとする者（以下「利用者」という。）に対しては、備品を利用する日の属する月の3か月前の1日午前8時30分から受付を行う。

2 利用者は利用当日までに備品借用申請書(様式第1号および2号)を市社協に提出しなければならない。

3 利用受付は、申請書の提出を持って受理するものとする

(利用料)

第7条 本事業の利用料は別表2のとおりとする。

2 原則、貸出後の利用の有無に限らず料金は徴収することとする。ただし、市社協会長が必要と認める場合はこの限りではない。

(備品の搬送)

第8条 借り受け及び返却にあたっての搬送は、利用者が行うものとする。

(備品の管理義務)

第9条 利用者は借り受けた備品を、善良な管理を行い、第三者に転貸をしてはならない。

2 利用者は備品に故障、破損、汚損、紛失等が生じた場合は、速やかに市社協へ報告しなければならない。

3 利用者は、申請書に記載された場所及び目的外に使用してはならない。

(備品の返却)

第10条 備品の返却は利用者が備品の清掃を十分に行ったあと、付属品等を確認し、職員立ち会いのもとに返却するものとする。

(返却通告)

第11条 市社協会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、貸し出し備品の返却通告を行うものとし、返却通告を受けた利用者は、速やかに備品を返却しなければならない。

(1) 備品借用申請書の不正記述等により貸し出しを受けたとき

(2) その他貸し出しの必要性がなくなつたと認められるとき

(費用弁償)

第12条 利用者の責めに帰すべき事由により第9条第2項に該当する事項があつた場合は、その修繕等にかかる費用の実費を利用者が負担するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月19日より施行する。

別表 1

備品貸出団体

(1) 福祉関係諸団体など

- ① ボランティアセンター登録団体
- ② 府中市ボランティア連絡協議会及び加入団体
- ③ 府中市地区・町・学区社会福祉協議会
- ④ ふれあい・いきいきサロン
- ⑤ 府中市民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会
- ⑥ 府中市身体障害者福祉協会及び加入団体
- ⑦ 府中市町内会連合会及び各町内会
- ⑧ 府中市老人クラブ連合会
- ⑨ 府中市女性連合会
- ⑩ 府中市母子寡婦福祉連合会
- ⑪ 府中市里親の会
- ⑫ 府中市原爆被害者の会
- ⑬ 府中市障害児者のくらしを守る会
- ⑭ 府中市手をつなぐ親の会
- ⑮ 府中断酒会
- ⑯ 府中市内の福祉施設（会員加入施設のみ）

(2) 府中市を拠点とする公共的団体など

- ① 府中市
- ② 府中市教育委員会
- ③ 青少年育成府中市民会議
- ④ 府中市公衆衛生推進委員会連合会
- ⑤ 府中市老人クラブ連合会加盟の各単位老人クラブ
- ⑥ 府中市女性連合会加盟の各町女性会
- ⑦ 府中市内の小・中・高等学校
- ⑧ 府中市シルバー人材センター

(3) その他の団体

- ① 賛助会員（個人を除く）
- ② 地域福祉を目的として活動する団体
 - ・ 地域の人々の結びつきを深める交流活動及び助け合いを盛んにする団体等
 - ・ 高齢者・障害者・児童等が地域との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術趣味などの社会的活動の参加を促す団体等
 - ・ 市民団体が主体となって行う諸活動を推進する団体等
- ③ その他、会長が認める団体